

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織運営と法律](#) | [労働組合をつくれる人々 \(2\)](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[▶ キーワード検索はこちら](#)

労働組合をつくれる人々 (2)

管理職の場合

労組法3条は、「労働者」を「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」と定義しており、「管理職」を「労働者」の範囲から除外するとは定めていない。当然のことながら管理職も自ら労働組合を結成することができるし、既存の労働組合に加入することもできる。しかし、一般的に企業内組合では、組合員の資格を一定の職制以下のものに限定している。これはあくまで、組合側の選択でそうしているだけであり、最近では管理職もリストラの対象とされることもあり、管理職を組合員の組織対象とするケースも出てきた。組合員の範囲は労働協約というかたちで会社との間で定めるが、法律上の権利からいえば、本来、労働組合が自由に決められるものである。

「日本アイ・ピー・エム事件」（東京地判平15.10.1、東京高判平17.2.24）

スタッフ専門職の地位にあった労働者が労働組合に加入したケース。会社と労働組合は、昭和57年に、争議の解決にさいして中労委で、組合員の範囲について次のように定めた。スタッフ専門職である主任には組合員資格があり、ライン専門職及び専任以上のスタッフ専門職を非組合員とする。平成4年、労働組合は、会社に対して、ライン専門職及びスタッフ専門職の非組合員を組合員とすることを通告した。その後、スタッフ専門職が組合に加入したところ、会社はこれを認めず、組合費のチェックオフを拒否し、組合に加入した者に対して処分する可能性があることを通告した。そこで、労働組合はこれを不当労働行為であるとして、不当労働行為救済の申立をした。東京都労委は、組合の申立を棄却する命令を出した。組合は命令の取り消しを求める行政訴訟を起こし、東京地裁は以下の理由で労働委員会命令を取り消した。

- 1、職務内容及び権限に照らすと、同人らはいずれも労働組合法2条但書1号の利益代表者に該当するとはいえない
- 2、労働協約である本件和解条項の一部解約が信義則に反し、権利の濫用に当たるとはできず、本件条項は有効に解約されたというべきである

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's広場](#)[関連リンク](#)

